

参議院厚生委員会(第十九回継続)会議録第一号

昭和二十九年八月九日(月曜日)午後一時四十分開会

委員の異動

六月三日委員谷口弥三郎君辞任につき、その補欠として柳原亨君を議長に

六月八日委員廣瀬久忠君辞任につき、その補欠として高瀬莊太郎君を議長に

六月十五日委員高瀬莊太郎君、宇垣一成君及び有馬英二君辞任につき、その補欠として高良とみ君、前田彌君及び紅露みつ君を議長に

六月十六日委員堂森芳夫君辞任につき、その補欠として山下善信君を議長に

六月二十八日委員紅露みつ君及び高良とみ君辞任につき、その補欠として有馬英二君及び高瀬道男君を議長に

七月十四日委員有馬英二君辞任につき、その補欠として紅露みつ君を議長に

七月十五日委員柳原亨君辞任につき、その補欠として谷口弥三郎君を議長に

七月二十四日委員谷口弥三郎君辞任につき、その補欠として柳原亨君を議長に

八月五日委員高瀬道男君辞任につき、その補欠として高良とみ君を議長に

出席者は左の通り。

委員長 上條 愛一君
理事 常岡 一郎君
竹中 勝男君

委員

中山 壽彦君
柳原 亨君
前田 彌君
高良 とみ君
藤原 道子君
湯山 勇君
山下 義信君
紅露 みつ君

國務大臣

厚生大臣 草葉 隆圓君
國務大臣 安藤 正純君

事務局側

常任委員 草間 弘司君
常任委員 多田 仁巳君
常任委員 会専門員

説明員

外務省ア ジア局長 中川 融君
厚生省公衆衛生 局長 楠本 正康君
厚生省引揚 局長 田辺 繁雄君

本日の会議に付した事件

○社会保障制度に関する調査の件
(中国紅十字会代表招待及び中国人遺骨送還に関する件)
(ビキニ被爆者及び家族援護に関する件)

○委員長(上條愛一君) 只今から厚生委員会を開会いたします。

初めに、厚生委員の異動を御報告申し上げます。第十九回国会の閉会後の異動によりまして新たに厚生委員になられた方は、山下義信さん、前田彌さん、柳原亨さん、紅露みつさん、高良とみさんの五人の方でございます。御紹介いたします。

○委員長(上條愛一君) それではこれより議事に入ります。

社会保障制度に関する調査の一環として、第一に中国紅十字会代表招待に関する件を議題といたします。政府におけるその後の状況を御説明願います。

○説明員(中川融君) 中共に抑留されております一般邦人を引揚げて内地に帰還せしめることの助といたしまして、又先般来中国紅十字会が本問題についていろいろ尽力してくれましたことに対する謝意を表する一つの方式といたしまして、中国紅十字会の会長その他代表の人たちを内地に招いていろいろ懇談をしたい、或いは視察等もしてもらいたいということを、前から日本赤十字社から申出でがありまして、必要な入国許可、旅券発給等について政府の援助を得たいということでございます。

これにつきまして政府当局といたしましては果してどういうような方式が邦人引揚問題の促進に貢献するかどうかという点、又これに関連いたしましていろいろこれが純粹の引揚げという人道問題以外の問題にいろいろ利用されるという点がないかという点につきまして、必ずしも日赤とは意見を一つにしていなかった関係上、なか／＼この入国許可についての政府側の協力という点が結果を見なかつたのであります。

先般両院におきまして、この招待問題について政府は善処するようにという決議が、それ／＼同じ内容の決議が両院においてありました関係上、政府といたしましてはできるだけ速かにこの問題を解決したいと考えておりましたところ、最近に至りまして日赤におきまして関係団体から本事件を政治的の目的には決して利用しないという約束を取り、或いは日赤のほうといたしましてはできるだけそういうふうな努力をするということを約束されましたので、本問題につきましてはこれ以上心配する必要はあまりないという結論に達しました。先週中頃政府としても異存ないということを目赤に通達いたしました。日赤から早速中国紅十字会会長宛電報を發して、来月約二週間の予定を以て中国紅十字会代表七、八名を日本に招待したいということを送りました。それに対してまだ返事は聞いていない状況でございます。

簡単ですが、これを以て御報告を終わります。

○委員長(上條愛一君) 御質疑を願います。

○竹中勝男君 今政府の御説明に外務省は今までこれに躊躇しておつたのは、邦人引揚促進にこれが貢献するかどうかという点について疑念を持つておられたということなんですが、そうするとこれを招待を出されることを承認されたことについてはこれは貢献するということに解釈されたわけですか。

○説明員(中川融君) その点につきましては、政府としての考えは特段變つておるという事情ではございません、恐らく邦人引揚という問題はいろいろ中共政府としてのいろいろの考え方から判断されて決定される問題ではないか、従つて紅十字会の代表を招待して日本における謝意を表する。或いはいろいろこれと懇談するということによつてさして促進されるのは実のところ考えていないのであります。併し本問題は一つの一般輿論の問題といえますか、問題ともなつております。かたがた先般国会におきまして両院の決議もありまして、政府として善処すべしということでありまして、むしろ国会の御決議を尊重するというつもりから本件について、入国について許可をするということをした次第であります。

○竹中勝男君 私が伺つてゐるのは、政府が紅十字の代表をよんでも引揚促進には貢献しない、するかしらないかわからないということに対して御質問したのであるが、今の御答弁では、恐らくしないだろうという御答弁だと解釈していいですか。そういう解釈の下にお

よびになるわけですか。

○説明員(中川融君) 当初政府がこれの承諾を躊躇いたしておりました理由は、先ほど簡単にありますが申述べたように、これが果してどの程度貢献するやば疑問であるということと同時に、その反面この招待という問題が、いさ／＼人間問題以外のこと、或いは別の言い方を申しますれば、政治的な目的に利用されやしないかという面がありますので、その両者を比較検討いたしますと、どうもこれは軽々に招待を承認すべきではないのではないかと、この件につきましても国会の決議がございまして、もはやそういう点についての政府の判断をこの際固執すべきではないというふうに考えまして、その趣旨によつて政府としては最近承認を与えることになった次第であります。

○竹中勝男君 まだはつきりしないのですが、紅十字の代表を招待してみても、これが引揚促進には一向プラスになると思わぬという点については間違いないですね、外務省のお考えは……。

○説明員(中川融君) 引揚促進になるかならないかということは、はつきりした結論は出し得ないわけでありまして、これは勿論その結果を見た上でなければ結論は出ないわけでありまして、見通しとしては、我々が中共というものの性格その他を判断いたしておりました結論としては、さようなことではなかなか方針なりなんなりを定めるような政治柄ではないというふうに考えておりましたので、従つて民間の各方面

からいろいろ／＼これをよぶことが唯一の促進策であるというふうな議論に對しては、必ずしも政府は同意見ではなかつたわけでありまして、併し絶対に賛成しないと言ひ切ることもこれは早計であると思ひます。併し政府が躊躇いたした理由は、そういう貢献といふことが非常にあいまいであつて、結論が出ない。一方これによつていろいろ政治的に利用されるというふうな、いわば政府の面から見ますと面白くないことも予想された。この両者を比較検討いたしまして、これに對して議論をそう急速には出してはなかつたわけでありまして、併し最近に至りまして、この承認いたした理由には、政府の検討の結果が、今までは違つた結論になつたという事情によるものであります。国会の御決議を尊重するといふ趣旨から出てゐるものであります。

○竹中勝男君 しつこいようですけれども、今のアジア局長の御答弁によりまして、日本はあまり中国に信頼を置いていない。中国の代表と交渉してみたいところで、その結果が中国の性質上信頼できないというふうな御言葉が、或いは全体としての説明がそういうふうになつてゐるのですが、私はこの点については意見になりますけれども、これはそういう態度で中国の紅十字代表を日本に招待するということについては、私は政府がもう少しそういう態度を改められるのでなかつたら効果はないと思ひます。よんで見ても、これを信頼していいのか悪いのか、結果がいろいろか悪いのかからんというふうな政府の態度というものは、私は面白くないと思ひます。この点は委員として、そ

ういふ政府の態度で、紅十字の代表を日赤が招待することを承認されたといふのであれば、私は大変遺憾だと思ひます。そういう点についてはアジア局長はやはり、どこまでも政府は中国の代表をよんで、引揚に貢献するかしないかは一向わからないという態度でいられるのか、成るだけいい結果をもたらすようにという意図の下においてなされてゐるのか、私は重ねて伺ひたい。

○説明員(中川融君) 今回中共の代表をよびますことによつて、引揚問題にいい結果が出てくるというところは、政府としてももとより希望するところであります。又中共の紅十字の代表をよびます際に、政府がそういう心がまえでは効果が出ないのじやないかという御意見でございますが、これは併し入国を許可いたします政府として、そういうふうな考えを持つてゐるということでありまして、これを招待いたしたすは政府ではなくて、日赤がいたすのであります。日赤としては、これによつて相当の効果があるというふうな期待して、又その趣旨で誠意を尽くして、中共紅十字の代表を接待されるものと考へております。又日本側が誠意があることによつて、日本側が誠意を尽くしても、中国の国柄からな／＼むずかしいのじやないかというふうなことを申しましたのは、誠意を尽くす相手が中国政府ではないのであります。これは中国の紅十字であるのであります。従つて又中共の国柄といひまして、政府というものが非常に強い立場にある。又日本の赤十字と、中国の紅十字とその政府とに対する影響と申ししますか、そういうふうなものはや

はり距りがあるのじやないかと思ひます。でありまして、従つて誠意を尽くします相手は紅十字である場合において、果してその誠意がどれほど中共政府自身に影響を及ぼすかというふうな点について、やはり日本における場合と同じように考へるのは、少し行き過ぎではないかというふうに我々は見てゐる次第であります。

○竹中勝男君 長くなりますから簡単にしますが、どうも御説明を聞いておつても、やはり政府の態度というものが、中国に對する不信或いは中国に對する特殊な考え方、或いは中国或いは中国紅十字との関係におけるものに対する不信、消極的な態度というものが、少くともはつきり現れてゐるよるに思ひます。が、参議院の厚生委員会としては、中国の紅十字会の代表をよぶといふことは、非常に引揚の促進について、或いは中日の国交についてもプラスになるという確信の下に、我々は紅十字の李徳全会長をよぶといふことを決議してゐるわけなんです。こ

ういふ点について私の希望としては、政府がどこまでもそういう中国に對する先入主、中国紅十字会に對する消極的信賴的な態度というものを棄てて頂きたいと思ひます。そうしなければ紅十字の代表を招待して感謝の意を表する、そうして将来の引揚問題の解決に對して、積極的な結果をつかむといふ我々委員会の意思に合わない点、政府にそういうズレが出て来るというこ

な角度から伺ひたいのです。最後に竹中委員の言われたような意味のことを、私は外務省もそう考へてゐるのだらうと思ひます。外務省が中国を全く信頼しない。李徳全女史の来日は好ましくないと考へてゐるというふうなばかり、後段の竹中委員の希望せられたような気持ちには実は持つてゐるのだ、持つてゐるのだけれども、一言言ひ損つたら大変だから用心して、今言ひようにきちんと絞切り型のことを言ひようのだらうと思ひます。私は外務省が今回入国を許可したことは、私はまあ遅いけれどもこれを是とするのです。我々が決議したのはもう数カ月前です。国会の決議を尊重したとおつしやつたけれども、まあ尊重と尊重であつて、今頃ま

も、ともかく遅くとも同意せられたといふことは私は多とするのです。それで日赤がよぶ、三団体がよく政治的に利用されることをおそれて云々と言ひますが、政治的に利用したのは誰だ。この李徳全女史の招請問題を政治的に利用したのは誰だ。(「そうだ」と呼ぶ者あり) 政府じやないか。(「その通り」と呼ぶ者あり) これを断つたのも政治的な意味で断り、今回これを許可したのも政府みずからの政治的な意図が私にあると思ひます。若し三団体に何の政治的意図がある。若し意図があるというなら、外務省は指摘してみ給へ。我々から言へばこれを今日まで拒否し続けたのも、政府のアメリカーナ辺りの外交方針のその具に供したのだ。私はそう思ひます。で今回、まあ私大きな声したつてしようがないから、今回これを政府がなんだかこう非

○山下義信君 今竹中委員の御質疑があつて伺つておつたのですが、私は別

常に解釈を十分了承して、趣旨を了承して欣然としてこれを承諾したという事は、私は先ほど中川局長が述べられた、そういう表面的な形式的な理由でなしに、私はもつと政府のこのたびのこの措置を高く評価したいと思うが、どうですか。私は大いに買つてあげたいと思うのですが、どうですか。私は政府が今日の国際情勢から見られて、これはです、新聞などがぼつ／＼書いてあるが、政府の外交方針も若干は正しくなくやならん。修正しなくちゃならんという段階に來ておる。我々野党が多年叫んで來たことに、漸く今日少しばかり気が付きかけた。私が今日の李徳全女史に対する外務省の態度が変つたという事は、政府の方針が外交方針上大いに考へるところがあつて、漸く今日に於てこの承諾という事に出た、こう私は善意に政府のい一つ、その方針の変更を來たし、一つの現われであるとして高く評価したいと私は考へる。この点中川局長はどうお考へになりますか。そういうふうには私も高く外務省の態度を評価してゐるのですが、如何ですか。

○説明員(中川融吉) 政府が紅十字代表の入国につきまして承諾を与えました理由は、先ほど私の述べました通りでありまして、中共に対する日本政府の考へ方が変化したら、その結果としてこれを承諾したというふうな関連はないのであります。

なお、中共に対する不信というふうには、先ほど私も申しましたことをおとりになられたようですが、決して中共政府自体に対して日本政府が不信の念を持つてゐるということではないのであります。中共政府と中国紅十字

会との相關關係というふうなものにおきまして、中国紅十字会に対していろいろ好意を示すということが、同時に中共政府の政策にすぐ影響があるというふうな考へ、解釈するのは、中共の国柄から見て少しむづかしいのではないかと考へてゐるというところを申し上げた次第であります。中共政府というものを別に信用してゐないという趣旨を申し上げたのではないのであります。

○山下義信君 私はこのたびの外務省の許可が一つの、外交上の一つの大きな事は、何といひますか、できごとといひますか、一つの措置といひますか、そういうことの意味があると思うのです。理由は、今たび／＼繰返されたような理由であつて、そのことをそういう理由によつて許可した、政府が認めたということ、大きな政府の態度の変化と思ひますか、どうですか。

〔藤原道子君 率直に御答弁願います〕と述ぶ

○説明員(中川融吉) 私はこの問題につきまして、いろいろ政府部内において研究もいたしておりましたし、私自身折衝の衝等にも當つたのであります。その経緯から見まして、先ほど私の御説明いたしました通り、中共に対する日本の認識が變つたというふうなことから、今回の承諾になつたものではないのであります。

○山下義信君 變つたのでなければ、この理由はもうとうから、半年前からはつきりしてゐる理由であつて、半年前にはこれを拒否しておつて、今回これを認めるということが變つたのじや

ありませんか。理由はちつとも半年前から變つたのじやないもので、半年前の理由と若干の理由に變化があつたというならば、それはこの度認めたことと同じ理由が半年前もあつたのでありまして、外交官とやりとりするところ、私が負けるかも知れませんが、この程度にしておきます。同一理由で承諾したというのであれば、政府の態度が變つたのじやありませんか。變らんとするのじやないじやありませんか。

○説明員(中川融吉) 最近中共と日本との間に民間のいろいろ交流が盛になつたといふお話でございますが、具体的にはどういふことをお指しになるのか私にはちよつとわからないのであります。別段從來と特に變つたことではないように思ふのであります。勿論中共側からいろいろの、例へばこの前、議員団を招待するといふような話とか、その他の話がございますけれども、これに対する政府側の態度といふものは、御承知のようにまだはつきり結論が出ておらない状態でありまして、中共側から一連のそういうふうな、何と申しますか、運動が行われておるからといふお話であります。ならば、最近いろいろ／＼そういう中共側から

の運動が比較的多くなつたように思ふといふことは言えると思ひます。これに對して日本側からどのような態度になつておるかといふことであります。これは、これは今までのところ特に變つていないと申上げるほかないと存じます。

○山下義信君 外務省は中共の平和攻勢を恐れて、必要以上の用心を重ねておられるといふことは、誰もわかつておるのですが、今中共からどういふ手を打つて來ようか、私は日本政府としては考へなければならぬ段階であつて、まあ各種団体の動き、或いは殊に議員の中共旅行なんかは、政府としては、これは積極的な私は理解を持つては、これは援助すべきだと私は考へる。これは中日外交打開のきつかけになることは万人が認めておる。私は外務省はそういうことに対して非常になんというか、虚心担懷に、而もアジアの大局から見て、これは私は十分積極的、そういうことに対してこれを阻害したり、或いは阻止したり邪魔立てしたりといふことでなしに、むしろ積極的に向うの平和攻勢を十分活用するといふ心がまえで私は出て行くべきだと、こ

ういふふうな考へておるんですが、アジア局長の見解はどうですか。

○説明員(中川融吉) 政府といたしまして、この種類の問題につきましては態度といふことを特に今まだきめていないのであります。これにつきましては御意見も十分傾聴いたしまして更に研究、検討を続けたいと思ひます。

○藤原道子君 先ほど来、局長の御答弁を伺つておりますと、だん／＼わからなくなつてしまふ。結局中共政府と云々といふことを言われまうけれども、日本政府と中共の政府との間ではどうにも話合ひがつかない。国交の回復ができていない現状をいたしましては、そういう段階にある。それを赤十字その他の三団体の力によつて引揚が促進されたことは、これはもう否定することのできない事実であります。これを然らば国民が求めてゐないかといへば、国民はもう寝る間も寝ないで、引揚の一日も早くんことを祈り続け

に話合いが始まつていないのは、これはどういふわけなんですか。これは政治目的に利用されるおそれがあるからとおっしゃるのでございませうか。ということになると、戦犯を、終戦以来九年経つておりまして、夜の目も寝ずに待ち焦れている家族の気持ちに對して、外務省はそれによろしゅうございませうか。政治目的の利用というのをどういふふうに我々は解釈したらよろしいのでございませうか。私はこの点どうも外務省のやり方に割切れないものをしばしば感じておるのでございませうが、一日も早い引揚の促進のために、戦犯を祖国に迎え入れますためには、三団体と言つて来ておる以上は、やはりこれと話し合ひを進めなければ、三団体と言つて来たのだから、三団体でやつたらいいじゃないかということでは、相済まんと思つてございませうが、それに対して外務省はどういふふうにお考えになり、今後どう処置されるお考えであるかということをお聞かせ願ひたいのでございませう。

○説明員(中川融吉) 中国紅十字会代表を感謝の意を現わす意味において招待するということは、初めから日赤が言つておられたことでありまして、そのこと自体について政府として別に異存はないのでありますが、そのことが同時にいふ／＼はかの目的に利用されはしないかということ、先ほど申し上げましたようにこの承認が遅れていたものであります。このことにつきましては最近承認をいたしまして、日赤から招待の電報が出たわけでありませう。なお、最近中共当局が戦犯者を近く釈放するかも知れない、その場合には日

赤等三団体にやはりやつてもらいたい、日本側としてはやつてもらいたい、こういう意向を現地に旅行いたしました人に伝えまして、その人から内地へ知らせがあつたわけでありませう。これにつきまして外務省としてこれを決して反対とか異議を唱えていることではないのでありまして、非常に賛成であります。外地戦犯の人が一人でも多く一日でも早く内地へ帰られるということは、國民を挙げての吉報でありますので、これは是非そのように解決実現してもらいたいと思つてございませう。従つて私も三団体の人に早く電報を打つたらいじやないか、早く一日も早く一人でも多く帰れるようにということをお知らせするわけでありませう。三団体と言つておるのだから、日赤以外の二つの団体のほうはその前にどうしても外務省に会わなければ電報が打てないと言つておるわけでありませう。外務省に会わなければ電報が打てないのか、我々は理由がわからないのであります。つまりそういうこと自体がいろいろ／＼こういう引揚げとか戦犯釈放という人道的な大事問題を、何かの条件にくつつけている／＼利用されようというこの動きの現われじやないかというふうなことで、或いは解釈すれば解釈されるような態度でありますので、外務当局といたしましては、外務省に今會つて特に今何と言つて聞くことではないじやないか、政府としては戦犯の人が在外邦人の人がいつどこへ帰るということであれば、早速配船してそのほうは厚生当局で用意してあるのであります。いつでも配船できるのであります。要はできるだけ早く

たくさんの方が帰れるように、従つて又いつ何人ぐらいの人がどこへ集結するかということをお聞きでございます。それを聞くことは何も外務省に会わなくとも聞けるわけでありませう。そのことは私から十分三団体に伝えてあるのであります。三団体ではどうしても外務当局に一週会わなければ困るという理由が甚だ不可解でありますので、目下更に三団体が本場にどういふわけでお話なければならぬのかということをお聞きしておるわけでありませう。

○藤原道子君 三団体が外務省に会わなければならぬというのに対してそれがすぐ何かの目的のように解釈されることがおかしいじやないでしょうか。お忙しいではございませうけれども、ちよつとお会いになつたつて、そう大して差支えないのであつて、會つてみてそれが好ましくないならばその時に又処置をとられればいいのであつて、あなたの方には会はないと言ひ、団体のほうでは会いたいと言ひ、その中に入つて赤十字のほうは非常に困つておいでになるという記事が新聞に出ておられますが、この記事が間違ひなんではございませうか。それともそういう事実がそうなるわけではございませうか。それは又どうして会えないのか、その理由はどこにあるのでございませうか。

○説明員(中川融吉) 三団体の方に何ということなし會うということに、勿論仕事上の関係はありますけれども、決して反対ではないのであります。日赤以外の二つの団体の方は会わなければ電報が打てないというふうなことを言うておられるのであります。これがどうして不可解なのであります。どう

して会わなければ電報が出せないのか、つまり電報を出すという大事なことを、政府当局に會うということを開連せしめて、いわば面会を強要するという恰好に出ておるのが甚だ不可解でありますので、その間の事情をもう少し確めたいと思つております。

○藤原道子君 ます／＼奇怪だと思つてございませうが、政府ではどうしても戦犯釈放等についての手が打てなかつた。ところがそれが幸いにも三団体の通じてそれができるといふ見通しがついたということになればどうも、それは打合せ等のこともあろうかと、會いたいというのが当り前だろうと思つておる。ところがそれを面会を強要するといふふうにおとりになるのは、何かあなたの方で後ろ暗いところがあるんですか。

○説明員(中川融吉) 会わなければ大それたことができない、その理由が我々から見れば薄弱でありまして、そのことから結局会わなければ電報という大事なものが打てないんだぞということからして、会わなければならぬということに仕向けるというその方法といひますか、それに我々外務当局としては了解できないものがあるわけでありませう。従つてこれは単に漫然としてとにかくそういうふうなことが会わなければ……、会えば電報が打てるではないかというふうな輕々しく考えるべき問題ではなく、何かそこにやはりこの際のはつきりしておかなければいけないものが含まれておるのではないかと、かように考える次第であります。

○藤原道子君 ます／＼私は了解できません。外務省はそんな特権があるのですか。結局私はそういうやり方が問

題を離れさせて来ると思つておる。一日も早く帰してもらいたいという家族の気持ちを思うときに、あなたのような立場を固執されるということはおかしい。と言つてみても今の政府当局が外国の招待の宴會に出るまでアメリカのお許しを得なければ決定できないといふような弱腰だから、だん／＼だんだんに日本はこういうふうになつて来ているのではございませうか。そんなことは言いたくはございませうが、とにかく私は本場に家族の気持ちを考えたいのです。面会強要という言葉がございませうが、私これは穏かでないと思つておる。どういふ強要の方法をされたのであるか。果して強要であつたならば、私たちも考えなければならませう。その点を明かにして頂きたいと思ひます。

○説明員(中川融吉) つまり普通に會ひまして、そして話をするというのであればこれは差支えないわけでありませうが、会わなければ、要するに大事な電報が打てないということをお聞かせ願ひたいのであります。會うことと大事な電報が打てないというこの間には、どんな理由があるか、どういふところに必然的な關連性があるかというのを考慮してみますと、必要なことは全部すでにわかつておるのであります。何れも今更會つて聞かなければならぬ必要はないのであります。船の配船のこととすつかりきまつておりますし、又先方としては、今回は三団体の代表者に来てもらふ必要はないといふことも先方に連絡しましたし、伝つておるのであります。特に會つて何を頼むといふこともないわけでありませうが、併しどう

しても会わなければ電報が打てないというようなことを言っておるのです。これはやはり間接的ではありましようが、面会をさようなことで強要することはいないのではないかと考えて、先ほど面会強要ということを上上げたのであります。

○湯山勇君 私は局長のおつしやることは少し誤解か、間違ひがあると思ひますので、その点を質したいと思ひます。それは紅十字代表を招待するということは、感謝の意味で御招待するのだ、こういうことをおつしやつて、このことが引揚げにあまり影響はないだろうというふうなお話ですけれども、これは当委員会のこと、決議された状況とは非常に違つておひます。と申しますのは、当委員会がこういう決議がなされたのは、感謝を表明するだけならば引揚げが終つてからでもいじやないかという外務省側の意見の開陳があつたんです。これは政務次官からございました。そのときに当委員会としてはそういう感謝の意味だけでなくて、現在残つておる数千名の人を帰すためには、やはりこの段階において来て頂くべきじやないかというので、政務次官もそのことを了承されて、それでは私といたしまして全力を挙げて御協力申しましたように、局長は御存じでないのではないかと申ひます。そういういきさつから今日の招待ということになりまうと、局長のおつしやつたような一方的な意味だけではなくて、このことに対する大きな期待があるはずでございますが、若し局長が御存じないとすれば、これは小瀧さんとよく話し合ひを願ひし、なお

その問題についてはかなりの意見に食い違ひがありますから、委員長にお願いしたいのですが、若し御答弁如何によつては、大臣を是非明日および願ひように願ひたいと思ひます。

それからもう一つ、今度の招待について政府は何らかのプランを持つておられますか。ただ旅券を出す出さない、許可を与えるというだけでございませうか。なお、時間をお急ぎのようです。それから、簡単に申上げますが、一切の応接を赤十字がするといひますと、赤十字は実運賃等の費用に困りまして、政府から若干の補助を出しておるはずでございます。そういう赤十字がどういふところからどういふ費用を出すか、政府としてはこれに對して何か助成をするとか何とか、そういう途を考へられておられるのかどうか。そういう経費面についてもおわかりの点を明らかにして頂きたい。

○説明員(中川融君) 紅十字会の招待が感謝の意を現わすことと同時に、今後の引揚を促進させるという二つの目的があつたことは、政府は初めから承知しております。従つて必ずしもその一つだけというふうには解釈いたしておりません。なお紅十字会を招待いたします際に、政府が何か直接にすることがあるかというお尋ねでございますが、政府としては、これは日本赤十字社が中国の紅十字会の代表者をよぶということであるというふうには了解いたしております。政府としては直接何らの措置もとれません。全部日本赤十字社がこれの接待に當るはずであります。なお、赤十字社がその経費をどうするといふ点につきましては、私も詳しいことは存じませんが、赤十字社で然るべ

く経費を捻出するといふふうには了解いたしております。政府は別に補助金というふうなことは只今考へておりません。

○委員長(上條愛一君) それではあなたのお御質疑を継続して頂くことにしたいと思います。安藤國務大臣がお急ぎのようでございますから議題を交へまして、ビキニ被爆者とその家族の援護に関する件を議題といたします。先ず、安藤國務大臣から、その後の経過の御報告をお願いいたします。

○國務大臣(安藤正純君) 大体水産委員会、殊に参議院の水産委員会でも十数回に亘つて委員会を開いてはつきり申上げてあります。今日も午前中に参議院水産委員会でも只今の現況も申上げておきましたから……併しこの委員会が御質問でありますから、極く大體のところを申上げます。この被害対策につきましても、第一に對米交渉をすつと続けておるのであります。對米交渉もよほど進んで参りました、もうほとんど解決がつくであろうと推測をされます。併しながらまだ最後の結論までは行つておりません。ただ、これに對しまして、アメリカでは直接損害、間接損害と形式的に分けて、直接損害は賠償をする、間接損害は賠償をしない、その形式的には、形式の上では現われて来ないかも知れません。總括して、どういふものだけに賠償する、こういうふうな形になつて来るだらうと思ひます。併しながら実質から言ひますと、アメリカでは責任を感じて直接損害の賠償はしよう、間接損害はよくわかつてはいるけれども、アメリカの国内法にそういう間接損害を賠償し

たという例も余りなし、又今日までいろいろな事件がありまして、それが國際裁判所にかつたこともありますが、その判決はやはり直接損害の程度で判決をされて、間接損害には及んでおらないといふ判決例もあるといふやうなことであります。実質的には直接損害を標準としての賠償と思ひます。併しながら日本からの交渉を外務大臣を通してやつておる。その交渉には相当幅を持つておりますから、形式の如何にかかわらず、やや幅の広い過程において解決をされることと思ひます。

最後の結論には行つておりませんが、もう結論に近くなつております。そこで政府といたしましてはそういう直接損害のほかにですね。まづその魚價の低落ですね。市價の暴落、それから市場の混乱、そういうたような間接損害です。即ち生産業者に對する、そういう損害ですね。それから流通関係の業者に対する損害、これを何とかして早く水産業が円滑に活動ができることにしなければならぬ、こういう立場で政府は考へております。差当り国内の措置を講ずるつもりであります。現にその点は、例えば神奈川、即ち三崎です。静岡、即ち焼津、こういうところに対しては融資の措置をいたしたのであります。併しそれに及んでおらないところがまだ大部分でありますから、そういう点に拡張しまして、国内融資をしよう、融資であります。ということを実はもう十分前からそういう方針で、殊に最近關係大臣の間で相談をして協議を進めておる。これが現況であります。

○湯山勇君 只今の大臣の御説明は極めて抽象的、一般的であつて、現在の段階においてはもう少し詳しく知りたいと思ひます。と申しますのは、先般岡崎外務大臣は、二十七日に、アメリカは補償費八十万ドルを出す意向だ、それに対して外務大臣としては、いろいろ資料を集めて見ると、その總額が二十億円を超えておるというやうなことを記者団に發表しております。そうすると、大體向うとしてはどれだけ出そうといふ、こちらとしてはどれだけ出せば、どれだけの補償ができる、こういう点をもう少し具体的に大臣から御説明を頂きたいと思ひます。

○國務大臣(安藤正純君) アメリカは初めはそんなに出不さいつもりだつたのです。率直に言ひます……。それから、非常に交渉しまして大分向うもわかつて来、こちらもちやうと談判が続いたわけ、結局八十万ドルといふことが出ております。併し八十万ドルでは満足ができません。いふのが我々の考へ方で、少くとももう少し上げなければいけません。向うの立場では直接損害といふです。それ以上はやはり出ない。ところが直接損害としましてはそれじやいけないといふので、努力を続けていこうといふわけでありまう。

○湯山勇君 それでは直接損害だけで政府としてはどれだけにしておられるのでございませうか。

○國務大臣(安藤正純君) 直接損害、数字のことを実はね。私は申上げたいんですがね。一遍にこゝで言つてしまふわけにも行かないから、この点は水産委員会でも申上げずにはありますから、その点はどうぞお許しを願ひたいんです。ただ併し概数を言つておきますと、直接損害といふのは、これはい

ろい算定の仕方があるのですね。厳格に言いますと、福龍丸の船体がまるで駄目になつちやつたからその措置、それから二十三人の患者の治療費及び今後の生活保障といひますか、或いは慰藉料といひますか、とにかく今後の保障ですね。それから福龍丸等に属していた船具、船員の私物、その他これに附属したもので放射能を浴びて使

だけの費用が余計かかるんですね。船にそういうようなものを実は検査してあるんですよ。だからそれは極めて嚴格に言うと、それが直接損害といえるのか、いえないのかわかりませんが、私どもとしては、政府としてはそれを直接損害と認定いたしました、そういったようなことも入れてある、こういうわけなんです。

一の直接損害です。それから、向うから来ればそこで精算ができる。こういうつもりなんです。それからなお今後の慰謝料といいますが、或いは生活保護といいますが、それらも勿論重い患者もあり、軽い患者もあり一概には言えませんが、そういうことに對する將來の生活保障のごときも、これも直接損害としてアメリカに交渉をしている

のおつしやつたようなことは考えておらないですよ。融資ですから、急場を切り抜けて、差支えないようにしよう、こういうわけなんです。で、その期限も必ずしも余り長くはないかも知れんが、そう一カ月、二カ月というような短期ではないのもなんです。

○湯山勇君 わかったようなわからないような点があるのですけれども……

○國務大臣(章羅薩閣君) 成るべく早くこのアメリカとの話合いがついて、これも只今のお話のように、もう大体終末に近くなつてゐるという程度であらうと私も存じておりますから、このほうを急いで、そして治療家族その他に補償の方法を十分急いでいたしたほうがいいじゃないか、なおそれでは十分なら、又話が延びるような場

物にならん。それ以外のものの損害です
ね、それから福龍丸について第十三光
栄丸というのが三輪に着きまして、こ
れが相当放射能を浴びて来ているん
です。これらも勿論損害に入りますし、
爾來最近までで百四十九隻ですが、ち
よつと極めて確かなことは何ですが、
大体それくらい船が放射能を浴びて
まぐろを廃棄している。それは勿論福
龍丸、光栄丸というのは殆んどまぐろ
を全部海中に廃棄しちやつたんです

○湯山眞宅 只今の点は非常にテリ
ケートの問題でございましてから、只今
の御客弁で一応了承いたしましたので、次
にお尋ねいたしましたのは、先ほど政府
としては融資をしているというお話で
ございましたが、融資というのは例え
ばこの今度被害を受けた船員たち、こ
ういうものの生活費もその融資対象に
なっているのをごさいますしうか。若
しなつてゐるのだとすれば、そういう
融資はどういう経路で本人の家族に融

わけて、恐らくこれはアメリカが承知をしておられます。そういうわけについていたしまして、要するに、そういうのは国内融資は入れません。国内融資はつまり漁価の低落、それによつて受けた生産業者、流通業者の損害です。それから市場の混乱とか、そういうような方面のことを、融資として打撃を受けたところを切り抜けて、そして、業務、仕事に行詰りのないように融通をして行こう、こういう趣意な

か、厚生大臣がそれと承知したかと思ひます。以前に当委員会におきまして、被害者の家族の生活保護につきまして、大臣から非公で御表明がありました、あのときの措置は、現在もあの通りの状態で続けられておるものか、或いは今度のこの問題と関連して、新たな便ちかの方法がとられておるか。この点について厚生大臣からお答え頂きたいと思ひます。

○國務大臣(草壁隆國君) あのと

合はこれに於て行かぬやたらな
ではないかと思つております。
○山下義信君　安藤國務相に伺うので
ありますが、アメリカとの賠償の話は
近く終結を見るだらう、話がつくだら
うというお話でありましたが、近くと
いうのはいつ頃でございますか。今月
中くらいには話は済みますか。もつと
早いのでございませうか。
○國務大臣(安藤正純君)　これは外務
大臣がやつていますが、勿論その

か、その後はそんなにないようです。積みで来たまぐろ全部を廃棄したわけでもない、三分の一を廃棄したのもあれば、五分の一を廃棄したこともある。要するに検査の結果百カウント以下のものはいいい、百カウント以上の放射能を浴びているものはそれを廃棄しておりますから、そういうまぐろの廃棄したことですね。そういうたようなものを含んでおります。そういう点が大体直接損害であります、なお私がここ

す。○國務大臣(安藤正純君) 家族の何で
すか、將來の保障ということですか。
○湯山勇君 現在の生活費ですね。
○國務大臣(安藤正純君) 現在の生活
費というのは、その他のことは、これ
は融資、国内融資の中には入れないつ
もりです。これは賠償のほうで当然出

んです。
○湯山勇君 償還についてはどういふふうな……。
○国務大臣(安藤正純君) 融資の償還ですか。
○湯山勇君 そうです。ちよつとそれに附加えて……。その償還については、賠償額の決定如何によつて、先ほどの八十万ドルがどうなるか、その賠償額の決定如何によつては、融資したものを補償金なり何なりで、つまり融資

補償の対象になつておりますと、その償の通りにお給ひになるのをごさいます。従つて補償がありまふと、その補償の対象になつております。

○湯山勇君　麥な問答になりますけれども、あのときの状態のまま統一しておられるとすれば、その当事者です、ね、中間当事者に対してはやはり今回の融資というような措置は謙ぜられておるのでございますか。

○国務大臣(草壁肇閣下)　これは中間当事者が相当の力があると申上げる

状態及び相影等にもあつておりまして、はつきりいつというようなことは、相手のあることとでありまうが、殊に向うが言つて来た額によからうと言つて應ずるならば、早いですが、それも、それじやこちらは満足しておりませんから、もう少し上げなきやいかなというようなまあ考えを持つているものですから、そこがかります。かかりますが、今日は八月の九日ですから、私の考えでは、これは私個人の考

て余計なつきり申上げられないといふことは、そこに緩急の、緩急というところかしかいけれども、そういうたような事情があるのですよ。例えば危険区域を設定しましたね。その危険区域を設定したから、普通ずつと早く行けるところを遠廻りして行かなければならん、又遠廻りして漁獲して帰るから、それ

ることに思ひますから、これをやめて
れじやどうしてそういふことをやつて
いるかと言へば、その治療費は予算に
盛つてあります、厚生省の……。ま
あ、それは厚生大臣がいろいろ詳しく
聞いて下さつてもいいが、それでこの
予算の中から切り盛りをしておるので
あります。併しながら、それが当然第

てなく、
という形になりますか、そういう形で返さなくてもいいというような措置も考慮しておられるかどうか。その点を一つ御説明頂きたいと思ひます。

○国務大臣(安藤正純君) その点は、これは將來でないとわかりません、今日では……。(笑聲)今日では今あな

か 本当は偽物であります。ためにも、現
在では融資という程度までは及んでお
らないと承知しております。

○湯山勇君 相当力があるとは申しま
すけれども、これも相当今日の情勢で
は困っているのではないかと思いま
す。融資対象にするお考えはお持ちで
ございましょうか。

かき分けられ、その罪状に於ては、今月
○山下義信君 大体まあ見通しのいい
御答弁を頂いたのですが、日本政府の
ビキニ関係の対策のまあ補償と言う
か、日本政府が被害者に対する措置で
すね。その必要な措置をするその費用
は向うから損害賠償として取つただけ

のものを日本政府が措置するのですか、或いは又それに日本政府自体の財政支出をして、プラスして、関係者のできるだけ満足に行くような対策をしてやるかという考えなのですか。つまりアメリカから受取っただけの範囲内でやるかというのですか。それが少なければ日本政府のほうで出して、そしてやるかというのですか。その辺はどういう考えを政府は持つていらつしやるのですか。

○国務大臣(安藤正純君) それは大体アメリカの賠償において支弁して行くという方針です。と申しますのは、

それでこちらでも考えを直接損害といたつたような点は、大抵行くのだからと思ひます。併しなから、これが対米折衝のことで、相手のあることですから、余りにこちらが考えている、政府が考えている方針と違うようなことがあれば、それはそのときにどうしても国内として、政府しても更に考えて行かなきゃならんと今考えております。

○山下義信君 それでまあそういうことで、政府の考えが向うに賠償させられた範囲内でやるのだ、それで十分だと考えているという御意見であれば、一応御意見としては聞いておきま

すが、それじゃ足りつこないし、関係者は承服しないと思ひますが、それにしまして、そういう措置をしますことは、やはり何と言ひますか、予算措置といひますか、そういうふうな実施の方法ですね。これはどういうやり方でやりますのですか。つまり予備費が何かで支出しておいて、あとで賠償は、いわゆる臨時国庫への収入として、政府の予算措置は次の補正なら補正です、とりあえず予備費で緊

急支出とするというやり方をするのですか。予算上といひますか、財政上の金繰りの措置は一体どういうふうにするという考えですか。これは早くやるんと言つたところで、若し普通の補正予算を組んでやるということになれば、政府はできるだけ臨時国会を向うへ引張ろうとしているんですから、十一月にも十二月にもなる。それじゃ関係者は待てないのです。何か緊急の財政措置をなさるという考えはなさらないければならぬと思ひますが、その点はどういふお考えですか。

○国務大臣(安藤正純君) その点、国内措置をしなければならぬというので、融資の方法を講じて、今立案して大蔵大臣等とも折衝中なんです。これもそんなに長くかからないで、成るべく早くきめたいと思つておりますから、じきにきまると思ひます。融資です、これを補給とか何とかという事ではありません。融資なのであるからそのわけなんです、但し、今までも大分延びておりますので、もうすでに賠償を見込んで、国内の内払いは予備費の支出をしてやつた次第なんです。

○山下義信君 財政法上のことにはいろいろ僕らもうといひますから、余り聞けないですけれども、併し賠償交渉中なら、融資という方法も、一応はそういう措置が当然ですけれども、或いは若干は当然法上認められるものは支出はできるのですけれども、賠償がまとまつたということになつたら、融資じやなくて、すぐ切換えて補償金交付という手続をとるのでなければ、筋が立たないやないかと思ひます。融資ならば、そんなような、返済を求

めるといふような金繰りのやり方ではなくして、もう取れただけの賠償金、政府はそれ以上一文も出さないと言ひますが、ともかくもその金はすぐ振替えて円にして払つてやらなければならぬのですから、もうその段階になれば融資じやないのですから、私は何らか予算上の措置を要するんじやないかと思ひます。そういうことは政府では研究しておられますか。

○国務大臣(安藤正純君) そういう点につきましても今まで随分考究をしたのですが、例えば冷害に対するようについて特別立法をこしらえてやるとか、損害に對してどうか、そういうわけにも行かないのです。直接損害のほうは賠償で来るのですし、あとは間接損害、殊にそれは魚価の低落による危急を救う処置なんです、普通の対策とちよつとそこを違つたところが大部分ありまして、いろいろ考究した結果、融資で行こう、ともかく早くして危急を救いたい、こういう考えにまとまつたわけなんです。

○竹中勝男君 今の大臣の御説明で、まあ余りはつきりだけれど直接損害であるかといふことについては、デリケートな問題で言えないと言われるのですが、併し国民は、これはただ単に賠償額の問題でなくて、相当この問題は深刻な性質を持つておる問題で、ビキニの問題といふのは……殊に患者のごときは未だに不安でおります。最近にも私は会つておりますが、一体自分らの補償はどうなるのか、家族の補償はどうなるのか、今立替金であつて、而も家族の生活には足りないといふことを訴えております。家族五人で二万円程度の補助では足りない。或

る人は五人の家族を持つております、宮崎県の人です。そういうふうな不安の状態に五ヵ月近くも放任されておる。国民の知りたいことは、日本の政府がアメリカに向つてどれだけ熱心この問題を解決しようとして當つておるかといふことです。それでお尋ねしますが、今問題になつておる八十万ドルといふのは、日本の政府が計算しておるいわゆる直接損害といふものに対しては非常に少い額ですか、或いはそこそこの額なんです、或いはそれ以上に相当する額なんです。

○国務大臣(安藤正純君) 必ずしも相当とは申上げませんが、そう桁の違つた、余りかけ離れた額ではないと思ひます。

○竹中勝男君 直接被害、間接被害といふ今までの形式論では、この水爆の問題は新しいケースのように思われるのですが、やはり直接被害を非常に拡大して考へるといふ今の段階の交渉の方法は私は妥當だと思ひますが、それにしまして、日本の政府は水爆実験に協力するといふのですから、これは例になるだらうと思ひますが、今度のこちの交渉の仕方は……まだこれが起ると我々は考へなければならぬ。水爆の実験をアメリカがやる、これに對して日本の政府はやめてくれと言わぬで、協力するといふのですから、こういう状態の下において日本の外務省が交渉しておる額といふのは、相当重要な意味を持つておると思ひます。これは一回きりじやないだらうと思ひ、現在の建前とすれば、日本外務省の建前からすれば、日本外交の建前からすれば、今の日本政府のやつてゐる建前からすれば……それ

でこれは相当強硬に日本の犠牲者に対する損害賠償といふものは、腰をきめて外務省はやはり交渉をされる肚があるのですか、或いは遠慮しながらやつておられるのですか、その点伺ひたい。

○国務大臣(安藤正純君) 外務大臣が折衝の任に當るは当然で、やつております。外務大臣の折衝には或いは緩急の態度があるのかも知れませんが、政府としては無論強い態度を以てやつております。でありますから、先ほどお話の出た八十万ドルといふことも、それでは満足でないと、こういう態度を以て折衝を續けておるのであります。

それからなお、あなたが今お話になつた、一体水爆の実験といふことは、これはなか／＼むずかしい問題で、政府の態度をここでは言えませんが、ただ私個人とすれば、水爆実験はやめたらよからうと、こういうふうな私個人の考えである。併しそういうことは政府としては言えませんが、而もこの問題は国際連合でもしば／＼出ておりました、民主国家群のほうでは、今後のアメリカの水爆実験といふことを必ずしも否定はしておらないという立場もありますし、そう簡単には言ひ切れない問題なんです。そこでアメリカは今年のうちに水爆実験をやらないかと思ひます。併しなからもうそれじややらないとは決して保証できません、来年になつたら又やるかも知れない。その場合においては、今度一体水爆といふものが今までのこと、世界に初めて起つたことで、こんなに重大な損害を及ぼすといふようなことは初めてのことであり、又これはもつと大きく考

えれば、全世界の問題であり、全人類の問題なんです。軽々に看過はしておられませんからして、今後来年水爆をやるといふようなことになった場合においては、あらかじめ外交折衝をするという方針を以て今政府は進んでおります。

○竹中勝男君 これは厚生委員会ですから、幸いにビキニ被爆家族援護の問題が出ておるのですからしてお尋ねするのですが、政府代表も出ておられるわけですから……。安藤国務大臣は個人的には水爆実験にはこれ以上はもう賛成しかねる、大要私はまあ国務大臣の考えというものは正しいと思ひます。又それは国民の輿論を代表しておる考え方だと思ひます。併しなごらばつきり国会で外務大臣は協力すると言明したのであります。我々の質問に対してはつきりそういうふうな答弁をしておる。この点が国民には非常に大きな不安を与えておるのです。それでこういう限りない被害というものが予想される原爆、水爆の実験に対して日本の政府がとつて来た態度ですね、今もそれは改めていふと私は思ふ。国務大臣としてこれに個人的に反対だという意見を聞いたのは、恐らく国民は初めてだろと思ふ。日本の政府は、国民を忘れて水爆の実験は賛成だ、賛成だと言えないにしても、これは仕方がないことだ、こういうふうなのが日本政府の態度だと国民は思つております。それで今度の被害に対する損害賠償に對して相当強硬な態度で、もはや再びアメリカがもう一度水爆の実験ができないほど、彼らが慎重に考える、そういう内容を持つた賠償を日本は要求すべきだと思ふ。そういう点について八

十万ドルかそこ／＼であるにしても、恐らく私はこんな額では足らないかと思ふのです。間接被害の点から考えても、水爆の被害そのものについて、国民に与えた精神的被害というものは、至つては、これは測り知れない被害を持つてゐると思ひます。全人類に對して与へてゐる被害だと言へるわけですね。こういうことに対して政府当局、殊に出先の外務当局が少しも弱腰であつて、国民の意思を無視したような態度でこの問題を解決しようとするならばこれは由々しきことだと私は考へております。そういう意味で国民は一体損害の、日本が要求してゐるのとは一体どのくらいなのか、何千億円なのか、何百億円なのか、こういうことを具体的に知りたいたると思ふ。こういう点についてもいわゆる秘密でそれは言えないというふうなふにでなく、成るだけ早い機会に、これだけの大きな被害というものを世界に向つて日本政府は発表すべきだと思ふ。従つて水爆の実験はもうやめてくれ、こういうふうに行つて行くのが日本政府のあり方だと私は考へております。国務大臣どう思われますか、そういう点に對して……。

○国務大臣(安藤正純君) 日本といふことを検討いたしましたその全部をアメリカ政府に提出してあります。ですから向うではこれだけの損害を受けた、直接、間接に……、ということも承知を上げておられます。併し先ほどから申上げておられますように、アメリカでは直接と間接と、言わんかとも知れませんが、大ざかみにしようと思つて来るの

かも知れませんが、最後は……。併し実質的には直接損害の賠償こういうことになるのだらう。併しその直接損害でも、日本としてはその額が、それでは満足できないという今過程にあつてその最後の段階に入つてゐるのであります。そこで間接損害はそれじやどうするか。できれば日本の政府で金を出して予算措置を講じて、間接損害の補償をしたいのであります。御承知の通り日本の現在の財政はどうもそれを許しませんし、いろいろ事情があつてそう行きませんから、そこで先ず融資の措置を講ずるといふことになつて、これが解決をしておるのであります。

併し先ほど申しますように、若し来年度又アメリカがこれをやるならば、一口に言へば安全保障といふことをはつきりアメリカに外交交渉をしなければならぬ、こう考へておる次第であります。もう一つ、私は序いで言つておきたいことは、外務大臣は協力と言つたというその問題もかなり出ているのだ、これはまあ一般的に協力ということを言つたのだらうと思ふのです。協力の言ひ方ですね。私は何も外務大臣の弁護をする必要はないけれども、自分の解釈で言つと、この間水爆実験を日本が、あれがあることはわかつていたのですから、それでその続きだからまあ協力と言つたのだらう。併しこの水爆なるものが文化を破壊し、人類を殺戮し、これは重大なことだ。どうしどうしても世界の問題だから国際連合でこれをきめなければいけない。ところが現在国際連合にはアメリカのほう

の民主国家群のほうはこれを支持しておる、内心はどうか知りませんが、形においては……。それで非常にこれは困るわけであつて、そういう世論から動かし行かなければ、日本としてはいきなり非協力だといふ線を出すわけに行かないと思ふのです。殊にそれに對しては日本の国会などは非常に熱心にやつて下さつてゐるが、もつと熱心な線を出して頂きたいといふことを、私のほうから今度は逆に要求したい。現にこの間も参議院、衆議院の決議案ですね。あれもそこまで行つていないのですよ。水爆の実験をやつてくれという決議案じゃないのですから、損害のないようにしてくれといふあれは決議案です。むしろ惜しいことをしたと思つてゐるのですよ。(自由党が賛成しなかつたのですよ。と呼ぶ者あり) 実際にはアメリカに強く当たりたいのです。そういうことを序いでに申上げておきます。

○竹中勝男君 これは希望になります。これは我々は実験絶対反対なんですけれども、政府が協力すると言つた以上は、これは自由党としては反対とは言えないのだから、国会で多数で何でもやる自由党のことですから、我々が反対と言つたつて、協力和決議するのは仕方がない。そういう意味で安藤国務大臣は我々に反対してくれと言わなくても、これはやはり自由党がそういう気にならないことにはどうにもならないですよ。その協力だから、この交渉を徹底的にやつて欲しいと我々は望んでます。で、この差当りのことは急がなくてもいいと思ひます、こうなつたら……。だから財政措置の上で融資というものを考へてゐるのですから、

差当りの問題はなるだけ直接被害者の生活、治療及び漁業関係者、そういうところについての直接被害に対するまあその補償といふものは、国家が至急に応急に十分な措置をとられて、腰を据えてこの原爆水爆問題は解決するといふ態度でアメリカと交渉に當つてもいいと思ひます。我々はそうであるならば、どこまでも水爆実験反対という線を国民と一緒に国会に持ち出すうと思ふのであります。そういう点について安藤国務大臣は非常に人道的な立場で立派な見解を持つておられるのですから、国務大臣の安藤さんのような意見を、一つ自由党や政府に反映して頂きたいと思ひます。(「そうだ」と呼ぶ者あり) で、これはくれ／＼も希望として述べておきます。

○山下義信君 私は丁度いい機会です。から、関連してお伺ひしたいと思ふのですが、安藤国務大臣並びに厚生大臣が御出席でありますから、丁度いいと思ふのですが、当面の水爆問題は安藤国務大臣が御承知下さるので、併し、それではこれら原水爆関係のことは厚生大臣のほうで一括してお世話なさるようなことに承わつてゐる。たま／＼本日は長崎に九年以前に原子爆弾の落ちた日でありますから、私はこのたびの水爆の被害者の病状も、門外漢でありますから、よくわかりませんが、ともかくも今日は治療の極め手がないということでありませう。今の患者の人たちへの治療方法等も、東大の都築博士が中心になつてやつておられることも、広島原爆の被害者のやつた治療の経験を持つて行つて、例えば安藤第一主義というふうな程度でやつてゐる。今のところでは治療の方法なしということ

を承わつてゐる。最近長崎、広島
九カ年以前の放射能患者が腫を接して
続々と改めてこの原爆症の兆候が出て
来て、死亡者が続出してゐる。丁度最
近は広島、長崎のこの原爆の日で
ありますので、中央、地方の各報道関
係者もこれを指摘しておるわけなん
です。で、我々としてはそういう放射能
の障害についてはこれは相当政府とし
て検討を加えなければ、当面の損害は
なんとすることも、これも重要である
が、今後放射能の障害関係を如何にこ
れを治療して行くか、どうして行くか
という事柄について、政府はも
つと真剣に検討をせざるべきであらう
と私は考へてゐる。それでこれは折角
九カ年以前に長崎、広島が二十数万人
の犠牲を払つて、その後九カ年引続いて
関係者がこの放射能の治療と取り組ん
で貴重なデータがたふさんできてお
る。この事実を政府はつかんで十分御
調査なさるのが至当ではないかという
考へを我々は持つておるのであります
が、当局においては何か具体的な考へ
を立てておいてはどうかという
ことを厚生大臣からこの席で改めて私
は承わりたいと思ふ。

それからいま一つは、将来放射能関
係の研究所といふか、そういうもの
の、或いは私承るのに日本学術会議
においてもこれは一つ放射能の研究所
を作ろうじやないかというのを決議
なされたといふこと、或いは又現地の
長崎、広島であるとか、関係の広島大等
も大学の中にそういう研究所を持ちた
いといふので、文部省関係の予算とし
て要求したいといふことを言つておる
やうであります。政府はばら／＼に
各団体とかそういう関係者でなしに總

合的に国として一本にまとめて放射能
関係の研究所というやうなものを持つ
てお考へがあるかどうかといふことを聞
きたいのです。アメリカのABCは
広島、長崎に持つてゐる歴大な資料
を、場合によつては今日まで非常にた
くさん調査をしてゐる資料を、日本
政府に渡してもいいというやうなこ
とを言つておるやうです。或いは又一部
分場合によつては厚生省と相談して、
何か最近新しくABCも方針が変
つて、場合によつては日本政府と相談
してもいいといふことを言つておるや
うであります。厚生省はそういうや
うなことをいつてどういふやうな考
へを持つておられるかといふことを、
この席で厚生大臣から御説明を頂きた
い、かやうに考へておられます。

○國務大臣(草壁隆國君) お話のよう
に、広島、長崎の丁度昨日、今日はそ
の記念の日で、誠に感慨深いのでござ
います。その後御承知のように原爆
症調査研究協議会を厚生省関係におき
まして、設置し、アメリカのABC
と協力しながら原爆症の調査研究を進
めて参つたのであります。今回のビ
キニ関係の事件が起りましたから、従
来のこれではどうも不十分であるし、
更に広範の方面に研究調査並びに対
策を立てて参らねばならない状態と相
成りましたので、従来の原爆症調査研究
協議会を拡大強化いたしまして、原爆
害に対する調査研究協議会というもの
にしながら、長崎、広島等におけるそ
の後の患者の問題に對しては、これを
対象とし、更に今回のビキニ関係の
患者その他食品等に関する方面に
及びまして調査の対象として参りたい
といふので、目下政府内閣で関係省と

これらの点を検討いたしております。
急いでこれらの立場から原爆被害全体
に對して参る対策をこれに對する処置
とを講じて参るといふ方針で進んでお
ります。その具体的な対策等も追つて
研究して参りたいと存じております。

○山下義信君 後段のほう一つ、国と
して放射能関係の総合的な一つ研究所
を持つておられる考へ方はないかど
うか、検討してみたいと思へないかど
うかといふ点について御答弁を頂きた
い。

○國務大臣(草壁隆國君) 放射能関係
についての研究はそれ／＼或いは通産
省その他でいたすことにはして、先
般閣議等でも決定いたしておりますが、
が、それによる被害と申しますか、或
いはそれから起る可能性あるもの／＼
の対策といふものは、今回の原爆被害
に對する調査。研究協議会を併せて取
扱つて行くべきものとして考へており
ます。

○山下義信君 私の質問ちよつとほか
していらつしやる。私の後段に何つて
おられるのは、私医者のことはよくわ
かりませんが、放射能の治療関係のい
ろいろ研究の医師、医學者といひま
す。か、そういうものを中心として原水爆
の被害者の治療の方法の研究をしな
ければ、今だつて東大で入れてゐる水爆
の患者だつて何にも特別の治療方法は
ない。私は是非一つ、日本だけが世界
で実験させられた、その負傷者も持
ち、その病人を持つてゐるというの
は日本だけしかないのではありませんか、
政府はこれを何といひますか、総合し
て十分權威ある研究をされるやうに私
は御研究をお願いしたい、こゝういふ意味で
伺つておるのであります。日本学術会

議のなにも、放射能の病氣のほうの治
療研究を、そういう機関を作れといふ
ことを決議したらしい、各大学でもそ
ういふことをやつて、ばら／＼でなし
にどこか一本でやるべきではないかと
思ふのです。大体のことを大臣がら
お考へを御答弁願つて、できれば又あ
とで事務当局から考へを具体的に聞きた
いと思ひます。

○國務大臣(草壁隆國君) 御指摘の
点、私も同感に考へております。従
いまして厚生省でもそれを考へて考
へて参りたいと思ひます。

○山下義信君 楠本部長、何か具体的
な考へがあらましたら補足して下さい、
大臣の答弁を……

○説明員(楠本正康君) この放射能に
関します治療をも含めました総合的
な一つの調査機関につきましては、目
下私のほうでいたしましては、治療を
中心といふやうなことにいたしまして
は、どこか国で一所にまとめべき
ものが、御指摘のやうに極めて効率的な
ものだと考へております。併し具体的
な問題といたしましてはまだそこま
で行つておりません。一応は協議会の形
式でこれを総合して行きたいものでござ
いまして、これは厚生省に只今大臣
からも御答弁がございましたやうに、
新たに原爆対策に関する調査研究協議
会を設けまして、これによりまして一
応総合的な調査研究の実を一本にまと
めて実施をして行きたい、かやうな所
存でございます。

間の機関に立替をさせておると、こ
ういふことであります。その立替の
場合に、一切を中間の機関に、額等も
委せておるか、或いは厚生省で家族
に支給する、家族数その他の情勢に
応じて、額等の問題は指示されておる
か。といふことは家族の援護について
不十分だといふ声を私も承わつて
おるわけでありまして、この点につ
いて厚生省としては、全く中間の機
関に頼る他の援護の方法等については
一任されておるか、或いは連絡をと
つて十分なる指示をされておるか、
この点を承わりたい。

○國務大臣(草壁隆國君) 当時こ
も私御報告申し上げましたやうに、現
地の県並に只今御指摘の中間機関等
よく御相談を頂いて、家庭に即応す
るやうな方法といふのでいたして
おるから、厚生省からこの額以上は
いけないといふやうな強い指示で
おる次第でもございません。従いま
して又大要それで不十分と見るやう
なことがありますと、更に協議をし
て結構だといふやうに考へてお
ります。

○委員長(上條愛一君) この点につ
いては、厚生省において任しつぎとい
うことでなしに、やはり連絡をとつて
家族の意向等も参考にせられて、十
分に援護の行届くやうなふうに御処置
を願ひたいとお願ひいたしてお
きます。それではビキニ被爆者及び家族の援
護に関する件は以上で質問を打切つて
よろしくございませうか。

○委員長(上條愛一君) 御異議ない
と認めます。
○委員長(上條愛一君) それでは先に

戻りまして、中国の紅十字代表に關する件ですが、なお御質問がありましたら御質問をお願いいたします。若しないうでございまして、これに關連いたしました。戦時中に日本において死亡した中国人の遺骨送還について、その経過並びに今後の送還についての見通し等について御当局から御説明をお願いいたします。と申しますのは、前に一度遺骨の送還はいたしましたけれども、その後において全国各地から集りました遺骨というものが千個に達しておるといふことでありまして、これを急速に処置する必要があると存じますので、この問題についての外務省のアジア局長、経過の御説明をお願いいたします。

○説明員(中川融吉) 戦争中に内地においての理由で死亡いたしました中国人の遺骨を中国本土に送還したいという話は、先般来とき、我々も聞いておりましたけれども、いずれにせよまだ具体的な問題として取上げられるに至っていないように考えております。なお昨年度におきましては、中共から邦人の引揚に當りまして、内地にありますが遺骨をその船で中国本土に送り還したいという話が出て参りました。併しながらその当時すでに台湾の国民政府と船にどういふものを乗載せるかというところについての話し合いができたあとでありましたので、国民政府に対する約束との関係から、邦人送還の船に、つまり往路に遺骨を乗載せて行くということが不可能でありましたので、止むを得ず別の船に乗せて、遺骨を計三回でありましたが、送り届けたということがあります。本年におきまして遺骨をどのように

処理するかということにつきまして、まだ政府当局において具体的に何ら研究若しくは決定した事実はないと存じます。

○竹中勝男君 これはもう簡単に言えば簡単なことなんです。まあ李徳全さんが来られることと関連して、やはりこの遺骨のような重大な意義、大切な意義を持つたものを、まあこの前も一時誤解を与えたように、荷作りして送るといふような、荷物のようにして送るといふようなこともあるようですが、考えられたようなこともないようが、そういうようなことのないように、殊に李徳全さんが中国から来るんですから、これを契機に今後の問題を、殊に引揚の問題、戦犯者の問題を解決するということ、まあ中国紅十字の代表をよぶということ、我々委員会が決議したものとしますから、一つそういうことに関連して千個の、現在集つておる千個の遺骨を中国に、できればやはりこの衆参両院の厚生委員会の手でも持つて行くというくらいのことまで、そうしてそれを機会に、と言ふと悪いけれども、在留邦人の調査とか、引揚の促進というところに我々が乗り出せるようなふうな、遺骨を利用すると言ふと大変言葉が悪いですが、この遺骨を契機、一つの契機にして将来の問題の解決に資して行くように考えられるように私は希望するわけなんです。外務省については、そういうことについて別に反対はありませんか、そういうことについては……。

○説明員(中川融吉) 邦人の帰つて来る船にこちらから遺骨を送る問題、関連せしめることは、私は今のところ、現在の、今日の言わば私限りの見解で

すが、甚だ邦人の帰国自体を或る意味で困難にするのではないかと、この問題を懸念いたします。それは結局昨年も問題になったわけでありまして、台湾の国民政府との関係で、こちらから邦人送還船に往路に或いは人を乗せるとか或いは遺骨を乗せるとか、さうなことをいたしますことがなかなか台湾側の保障を取りつづけるのに困難な事情がありますので、却つて邦人送還自体を困難な事態にもたらしつづけるのではないかと、この問題を懸念いたしております。

○竹中勝男君 そういう交換の条件に持つて行くとか何とかいう意味では毛頭ございせんが、こういうことも極めて鄭重に日本の政府としてはしなればならない。それが将来の問題にも関連して来ると、そういう点です。外務省のほうもよくわかつて頂きたいということなんです。即ち鄭重に送る。この前のように荷物の一つにして送るといふような考えをやめてもらいたい。そういうことです。それが将来に非常に重大な影響を及ぼしますから……。

○説明員(中川融吉) 先方において非常に強い希望があると申しますか、つまりこれを送り返すことが非常に先方の感情を和らげる。そういうことによつて邦人の帰還その他を促進するといふうなことがありますれば、人道的問題のやはり一つでありますので研究いたしてみたいと思つております。併し先方の意向その他も実は我々まだ聞いておりませんので、更に今後研究

いたしたいと思つております。

○湯山勇君 今の問題で原則的な問題についてお尋ねしたいのですが、前回このことをやろうとしたけれども、国民政府側との了解が得られなかつたのでできなかった。これは全く事務的な問題だと思ひますが、さういふふうな把握してよろしいかどうか。又外務省としては積極的にこの遺骨を送還する意思を持つておるかどうか、この点を先ず伺いたいと思ひます。

○藤原道子君 関連して……。先ほど局長は、昨年のときにはすでに方針を決定した後であつたから、台湾政府との了解を得るのが困難であつたといふふうに御答弁になつたように私伺つたのですが、今度はこれから相談をすること、ございまして、私は当然の礼儀としてもこの遺骨を送還すべきであると考えてございまして、先ほどの局長の御答弁はさうであつたように伺ひましたが、それはどうなんですか。

○説明員(中川融吉) 国民政府との交渉の際には、御承知の通り船が向うへ行くと同時に何れも積まない、こういう約束で、ただ帰還する邦人を帰りに乗つけると来るというふうなことで航路の安全の保障を取りつづけたのでございまして。その後になつて遺骨を送るといふ問題が起きましたために、国民政府のほうとの話し合いに違つた結果が出て来ましたので、止むを得ず別の船を仕立ててわざ／＼返したという、いわば非常に不経済なことをしたわけでありまして。併し国民政府の反対というものが本質的なものであるか、形式的なものであるかという点にかかると思ふのであります。これが単に形式的に船の往

路には何も積まないという約束したにもかかわらず、積むというところは約束が違ふじやないかという程度であつた、あらかじめ遺骨を積んで行つて、新たに邦人乗つて還すといふことも事前に通告をすれば差支ないやうであります。これが本質的に中共側といふものなのか、或いは人間をとかいふことは台湾の国民政府としては承知しないといふことであります。この船の航路の安全を保障する付けること自体が非常に困難になるという結果になるわけでありまして、この台湾の国民政府の考え方というものが本質的なものであるか、或いは形式的な反対に過ぎないかという点は我々としてまだ事情を承知しておりません。

なお、原則論として遺骨を送ることには賛成かどうかということにつきましては、先方が希望しないものを送るといふのはこれは必要でないと思ひます。これは人道的な問題でもあり、戦争中に中国人の人が日本にいわば強制徴用によつて労力を提供させられて、その結果死亡したといふようなことが、確かに人道に上よろしくないことであるので、その遺家族等では非遺骨を還してもいい。例えば日本の現在の軍人軍属の遺家族の方が外地にまだ残つておる遺骨を是非取返して欲しいといふ希望が非常にあります。これは何となくの方法を講じて還すやうにしたいと思ひますが、その先方から、先方の意向、意思というものがわかりませんので、そういうものを確かめてから処置したいと考えております。

○湯山勇君 先方の意思を確めてからとか、希望があればとかいうことは、これは全く理由にならないと思うのです。どこの世界の民族にしても、どこの人類にしても自分の血を分けた肉親の者の遺骨が異郷で野ざらし、雨ざらしになっている。その遺骨に還つてもいいというのとは、古今東西を通じて人情の自然だと思ふのです。それを改めて確めなければならぬというように考えられるところに、私はまだ、先ほどの問題ではないけれども、この問題も外務省自体、もつと言え政府自体が政治的に考へてゐるのじやないかと、そういう疑いを持つわけですが、もつと率直に考へて頂けば、これはどうしても送り還さなくちゃならぬということになるのが私は当然じやないかと思ひますが、その点はどうか考へになりますか。

更に国民政府のこの前に何も續んで行つちやいけないといった協定が本質的なものかどうかという点についてですけれども、或いは戦争状態にある両国間の一方へ軍需物資なり、軍需資材なりを運ぶとすれば別ですけれども、外交交渉を以て、少くとも今日独立した日本の外交を以て何の戦力の足しにもならない、役にも立たない遺骨を送ることを、それほど局外者と言いますか、第三国の意向を気がねをしなればできないというやうな、そういう状態に今日日本はあるかどうか、非常に基本的な問題で疑義がありますので、お尋ねしたいと思ひます。

○説明員(中川融君) 我々はやはり先方においての希望といふか、考へ方といふものが先決ではなからうかと考へるのであります。向うへ送りまし

ても、これが遺家族の手に果して渡るかどうかというやうな点も、我々としてはやはり送り還す前に考へなければならぬことだらうと思ひます。やはり先方の意向といふことが前提になるべきであらう。これは決してすでに死んだ人に対する何と申しますか、人間的な感情といふものを無視するが故に言ふのではないのであります。やはり送り還す以上は、向うにおきまして然るべき扱いを受けて遺家族にそれれ還る。或いはその他の適当な方法が講ぜられるという点について、あらかじめやはり確めておきたいと思ひるわけであらう。

なお、国民政府の了承をとることでありますが、これは日本の遺慮とか何とかいふことでなしに、現実の問題として台湾海峡は国民政府側の海軍力が相当強いのであります。これを通る際には、どうしても安全保障といふものを取付けなければ船自体が安全保障されないわけでありまして、やはりどうしても安全保障を取らなければいけません。その際には国民政府側の保障を付ける必要がありまして、国民政府側に交渉しなければなりません。その際の交渉の難易といふことから言いますれば、何も續んで行かないといふことであれば、これは一番間違ひがないことであらう。何か物を續んで行くといふことになりまして、それは中共に対する戦力を増強するかどうかといふことを、実質的な判断を離れましてやばり国民政府側の感情といふか、そういうものもあると思ふのであります。交渉をしないといふのではあらず、交渉が困難になるであらう、容易でなくなるであらうといふことを客

観的な事実として、見通しとして申上げた次第であります。

○湯山勇君 今のお話はお話としてわかりましたけれども、すでに一回は、一回ならず二回、三回と送還してゐるのではありませんか、そうするとそれは先方にそういう意思がある。それから送つて行つた遺骨がどうなるか確めたといふが、政府は今日まで努力を少しもしてゐないやうに思ふ。ともかくおつしやつたやうな原則を認めるといひまして、今まで送り還したといふ既成事実を立つて考へた場合に、今後の拒否するとか今後送り還すことは見合せるといふやうな理由は何もないと思ひますが、これは如何でしようか。

それから第二点の国民政府との問題ですけれども、最初おつしやつたのは、前回はこういう約束をしたあとであつたから、むづかしかつたんだという御説明であつた。ところが只今のお話では、極めて重大な意味を含めての御発言なので、これは若干私どもも了解に苦しむところですが、若しそうだとすれば只今のようなふうに考へるならば、前回あとで行つた分は航路の安全保障なくして行つたのでございませうか、これを伺いたいと思ひます。

○説明員(中川融君) 前回参りました船のうち、邦人引揚げに使ひました船については安全保障を取付けてあるわけでありまして、日本から遺骨を送還するのに使ひました船につきましては、国民政府の安全保障を取り付けることができず、事実問題として航行した次第であります。

○湯山勇君 ちよつと爆音で聞こえたのでありますが、大事なところが……

○説明員(中川融君) 前回配船いたしました船については、邦人引揚げに使つた分については、これは台湾政府の安全保障を取付けて出したわけでありまして、中国人の遺骨を送りましたこの船、これについては国民政府の安全保障を取付けることができないままにこの船を運行した次第であります。

○湯山勇君 それでは国民政府の安全保障を得ないまま外務省は船を出すことを、或いは船を向うにやることを承認されたわけではございませうか。

○説明員(中川融君) その通りであります。

○湯山勇君 それならば今度の問題につきましても、幸いにして了解を得られて安全保障が頂ければ、これはこれに越したことはないと思ひますけれども、得られなければ、前回と同様の措置をとる御意見があるかどうか。実は私の果でも二百余の遺骨を、別子銅山に入つていた人を取り出して、随分費用もかかりましたから、県、市その他からの費用も出してもらつて、もうすでにいつでも送り出せるやうに準備ができてゐるのでございませう。前回そういうふうな措置まで極端に言えば強行されたわけですが、今後も前回同様許可が得られれば、それは結構ですけれども、得られない場合には強行して、得られないまま強行する、こういう意思をお持ちになつてゐるかどうか。若しお持ちになつてゐないといふれば、前回となぜ別な措置をとるか、こういう点について御答弁頂きたいと思ひます。

○説明員(中川融君) 前回の場合におきましては、邦人引揚げの一つの条件のようになりまして、内地におきまして中国人の帰還問題、遺骨の送還問題といふことが取上げられまして、御承知の通り非常なことは世間を騒がした問題になつたわけではございませう。折角の邦人が帰つて来るという際に、こういうことで支障ができては困るからといふので、政府としては非常な無理算段をいたしました。在留中国人の送還及び遺骨の送還を実施したわけではございませう。従つて非常な無理をしたのであります。別に更に、本当ならばその行く船に乗つて行き、帰りに邦人を乗つけて来れば、一つの船で済むものは、二つの船を出しまして一つの船にはこちらから運ぶものばかり、もう一つの船は向うからこつち運ぶものばかりといふやうな、非常な無駄をしたわけでありませう。これは併し邦人引揚げという是非とも実施しなければならぬ事業といふものを円滑に遂行するといふ必要上から、特にさうな措置までとつて遺骨の送還及び在留中国人の送還といふことを行なつたのであります。相当いわばあふない橋を渡つたわけでありませう。これは要するにそういうものが邦人送還のいわば条件となつたからでありまして、今度の場合にはできるだけさうなむづかしい条件はつけないようにしたい。そして中共に

あります邦人の引揚げだけがスムーズに一日も早く行くようにするのが我々として努力すべき目標ではないか、勿論中国に対する人道上の見地から、今内地に横たわっている千何体の遺骨を適当な時期に還すということも、勿論考慮してもいいわけでありますが、これは邦人引揚げの反対条件のようにされることは、甚だ邦人引揚げその他を困難ならしめるということから切離すようにするのはいいかではないか。さうな場合には若し先方の意向等がよくわかれば、そのときに考慮することにして、これをこの際取り上げるといふことは、却つて問題を紛糾させるゆゑんではないか、私は只今さうに考えております。

○委員長(上條愛一君) これは如何でしょうか、今お聞きしておると、日本の政府当局としては、千個の遺骨がすでに集つておるといふことを御承知でなかつたようでありますが、すでに千個の遺骨がいつでも送還されるように準備されておるのであります、これは慰霊実行委員会、大谷さんの委員長をやつておられる慰霊実行委員会です、これに準備を整えて、従つてこれは本来から言へば日本の政府としては、当然これら遺骨を送るだけ早く中国へ送り届けるということ、これは当然な責務であると考えます。それでこの問題は別個に、送還とは別個であるか、或いは送還の際に同時に送還の便を利用してこれを送り届けるかといふことは別にお考え願うとして、いづれにしても日本の政府としては、日赤及び慰霊実行委員会と御連絡の上、至急にこれらの千個の遺骨を中国にお届けするような措置を講じて頂きたいと思ひますが、これについて御異議ありませんか。

○説明員(中川融君) その問題につきましては、新しい問題として関係当局即ち外務省のみならず厚生省等があるわけでありますが、更にこれを実施するとすれば、経費もかかるので、大蔵省等と協議した上で態度を決したい、かように考えております。

○委員長(上條愛一君) 如何でございますか、厚生委員会としては千個の遺骨がすでに準備されておることであり、今アジヤ局長のおつしやるように、関係当局と御相談の上で、至急にこの送還の手続をとつて頂きたいといふことを希望してこの問題を切つたらどうかと思ひます。

○山下義信君 異議はありませんが、今のアジヤ局長は関係の厚生省やその他とよく相談してみたい、前のことはまあ前任者のことで、中川さん御承知でないと思うので御尤もだと思ひますが、いづれ／＼関係を調査して頂いて、政府のほうは政府のほうでいろいろ研究して頂きたい。同時にそれ／＼御要望なされたんですが同時に委員会もこの問題を一つ我々も十分調査して、今お話しも出ましたが、中国遺骨送還委員会、大谷君のやつていたあの委員会ですね。あのときの主要メンバーの人もだん／＼引揚げて帰つた人もあるでしょうし、あの委員会はどうか現状になつておるか私は未知なんです、最近の委員会の組織や構成等も……でこの委員会自体もこれをどう御協力申上げるか、どう御尽力したいかといふことを委員会自体も私は検討する必要があると思ひます。

○湯山勇君 もう一つ、幸い関係当局の一人である厚生大臣がお見えになつておりますから、今外務省だけの御見解を伺つたのでありますが、厚生大臣の御見解もここで一つ承つておきたいと思ひますが、大臣から一つお願いいたします。

○國務大臣(重光葵君) これは今さつき外務省のアジヤ局長からお話がありました、従来私も厚生省におきましていろいろ御関係を申上げておつたふしもございます、従つて山下委員からも只今お話しも出ましたので、この委員会として御検討を頂き、私もこの点の点をいろいろ／＼な点からして一つ検討する必要があるはしないか、それでその点を進めを頂くといふのじやないか。

○山下義信君 政府のほうもさういふお考えでありましたならばこの問題も委員会としての処置の仕方は、委員長理事会で一つ御検討を下さつて、要すれば小委員会でもお設けになつてもいいと思ひますので、一つ理事会で御検討下さるやうにお願いしたいと思ひます。お預けしておきます。

○委員長(上條愛一君) それでは今山下委員からの御提案がありましたように、政府当局としては政府当局として、可急の速かに送還の方法等についての御研究を願つて処置を願う。それから委員会としてしましては理事会でよく検討を加えて対策を講じて行くことにしたいと思ひます。それでよろしいでございますか。

○藤原道子君 それで私は異議ございせんが、それと合せて外務当局に一つ私注文があるので、これは実は私も中国のこの遺骨はすでに千体以上は準備されているにもかからず、いづれ／＼な点に難色があるようであり、山の方には既に悲しい状態になつたままにまだ放置されている。私参りましたときに大の遊び場所になつてゐる。戦犯の墓所などはもう今に遺骨がなくなつていけりかたうな怪し気なところ、これらに對して何とか手を打つてお法はないのかといふことを私外務大臣に質したところあるのです。そのときに何とか早急に手を打たたいと思ひ、いろいろ外交上の問題もございまして、その点も是非早急に遺族の人の御安心の行くやうに処置したいと思ひます。ところがその後何らまだお答えに接してないのをごいしますが、さうした問題もどのように調査され、或いは交渉等がどのように進んでいるかといふことを一つ新調査になつてお

て、後日委員会へ御報告を願いたいと、外務当局にお願いいたします。

○説明員(中川融君) 只今御質問の点につきましては、我々も非常に重大に考えており、いろいろ努力いたしております。最近におきましては例えばシンガポール、或いはマレー半島、或いは英領のニューギニアその他或いは豪州の地域のいろいろ島々がありますが、さうなところ、これらについては相当話が進みまして、どういふところに日本人の墓地がある、戦没者の墓地とか或いはお骨が安置してあるといふやうなことも大体調査ができて、その調査に基きまして配船計画その他、これは厚生省のほうで御準備になつて現地と折衝をやつております。なお、例えばフリーピン或いはビルマ等、いわゆる非常なジャングルの奥地のほう、山の奥のほうにまだ日本人の遺骨がたぐさんあるのじやないかといふところがあるのであります。これらの地域については、現地の治安等の関係から調査もなか／＼思うやうにできませんので、これらのほうは遅れておりますが、治安の比較的に確立しております英領地域につきましては、相当話が進んでおりまして、今年中には何とか措置ができる。船が配船できるやうな運びになるのではないかとと思ひております。

○藤原道子君 これで終りますが、日本の遺族がやはり日本人の遺骨を待ちがれておりますと同じく、中国の人々もさうであらうと思ひますので、さういふやうな意味をも含めて是非外

務省の考え方が好転することを、私心から期待いたしまして今日はこれだけ……。

○委員長(上條愛一君) それでは遺骨送還の問題は、以上の決定を以て打切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(上條愛一君) それでは十分間休憩いたしまして、今後の議題の進め方について御相談を願いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(上條愛一君) それでは暫時休憩いたします。

午後三時五十四分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

昭和二十九年八月十九日印刷

昭和二十九年八月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局